## 通行禁止除外標章交付申請書について

東京都公安委員会から交付される標記標章の有効期限は、3 月 31 日までとなります。 従って、有効期限満3の2ケ月前から更新申請が受付られます。 以下に更新手続きに関して記載します。

## 1. 更新手続きに必要な書類

- ① 通行禁止除外標章交付申請書(別記様式第3)
  - ・「申請の理由」は「<u>歩行困難者の輸送業務のため(特別な装置・構造を有する車両)」に ✓</u> を入れてください。
  - ・「除外を必要とする通行禁止道路の区間」は、各事業社が必要とする内容を記載します。 当社(株式会社サプリ)は「東京都全域」として申請しています。

上記申請書は当ページの他に「警視庁」のホームページからも取得できます。 下記URLを参照ください。

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/form/pdf/kotsu/kisei019.pdf

- ② 自動車検査証のコピー 車検の有効期限が申請期間内に有る事
- ③ 写真
  - 車の正面から撮影した、車両ナンバープレートが写ったもの
  - ・車内の状況が判るもの 以上 2 枚の写真が必要になります。

サンプルは、次頁に添付

- (4) 許可証
- ⑤ 「除外を必要とする通行禁止道路の区間」の概略 名警察署によって異なる可能性があります。当初、当社地元警察で説明されたときは概要図を添付 するように言われました。個人の様に自宅前等、限定された区間を通行する場合は、その周辺地図に よって区間を限定する必要があると考えます。介護タクシーの場合、東京都内を走行しますので当社は 「東京都全域」として、サンプルの図を添付しています。

#### 2. 提出部数

正副2部を作成し提出します。

## 3. 提出先

東京都公安委員会、但し事務代行を地元警察署が行います。地元管轄警察署に提出します。

## 4. 申請から標章発行の期間

2 週間程度

### 5. 旧標章の返却

新しい標章を受け取りと同時に返却します。新標章受取の際には、印鑑を持参してください。

   通	自行禁止除外標章交付申請書
東京都公安委	平成24年 月 日
申 請 者 (標章の使用者)	所 在 地東京都葛飾区東新小岩五丁目7番9号事業所名株式会社サプリ責任者名代表取締役 吉 成 洋 子担当部署連絡先吉 成 豊電話 03 (3692)5453番
申請車両等	新 規 台 登録(車両)番号
	継 続 1 台 登録(車両)番号 足立 800 あ 8280
申請の理由	□ 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の緊急修復工事のため □ 報道機関の緊急取材のため □ 食品衛生法に基づく臨検検査のため □ 環境基本法に基づく公害調査のため □ 民事執行法・本づく強制執行等が迅速に行うため □ 総務省 設置法・基づく電波の関本人が探査のため □ 狂犬病・気法に基づく犬の捕獲のため □ 郵便法に規定する郵便物の集配のため □ 歩行困難者の輸送業務のため (特別な装置・構造を有する車両) □ 監察医務院等が行う検案のため □ 国又は地方公共団体が保有する車両でその職員が公益上必要な用務 (具体的な用務)
除外を必要とする 通行禁止道路の区間	東京都全域
除外の指定を必要 と す る 期 間	許可日から平成25年3月31日まで
標章の使用方法につい	って説明を受け、標章を受領しました。
	年 月 日 署名
備考	

- 注 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。
  - 3 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に登録(車両)番号一覧表を添付すること。
- 4 申請者本人(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の代表者)にかわって、代理の者が申請書を東京 都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 通行禁止除外証票交付申請地域

